

# 2022年6月に公表された改訂版移転価格事務 運営要領を受けて求められる移転価格対応

～親子ローン・親子保証に求められる移転価格対応について～

東京共同会計事務所

TKグローバルランザクションアドバイザリー株式会社

# 移転価格税制とは

## ■ 移転価格税制とは

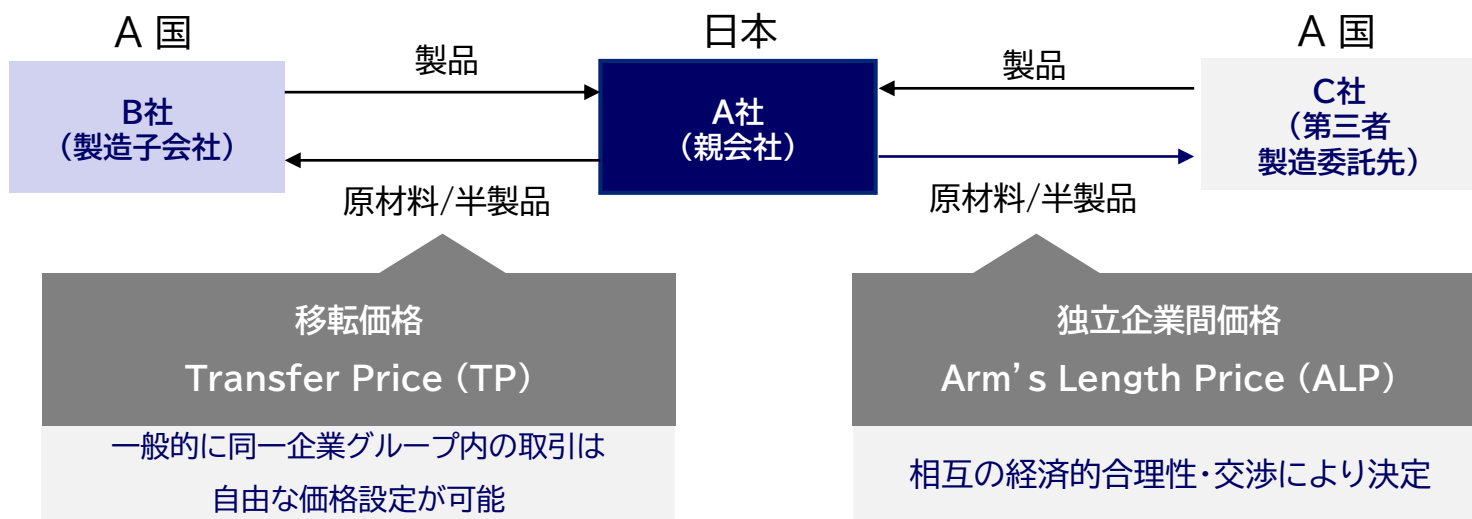
国を跨ぐ同一企業グループ内における取引(国外関連取引又は関連者間取引)を「独立企業間価格」で行うことを定める税制

## ■ 何が問題となるのか

企業が海外の関連会社(主に子会社)との取引価格(移転価格)を、「あるべき価格」と異なる金額に設定することにより、一方が稼得できたはずの利益を他方に移転することが可能となる

## ■ 移転価格税制の役割

移転価格税制は、このような海外の関連会社との取引(例えば親子会社間取引)を通じた所得の海外移転を防止するため、当該取引が**通常の第三者との取引による取引価格(独立企業間価格: ALP、Arm's Length Price)**で行われたものとみなして所得を計算し、差額について課税する制度である

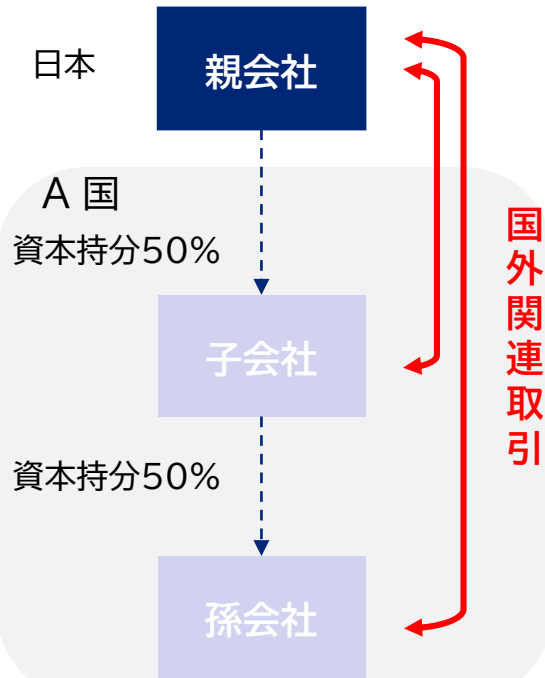


親会社と子会社間の(取引価格)次第で、所得が日本(親会社)・海外子会社間で所得が移転されるため独立企業間価格で関連者間取引の価格を設定することが求められる

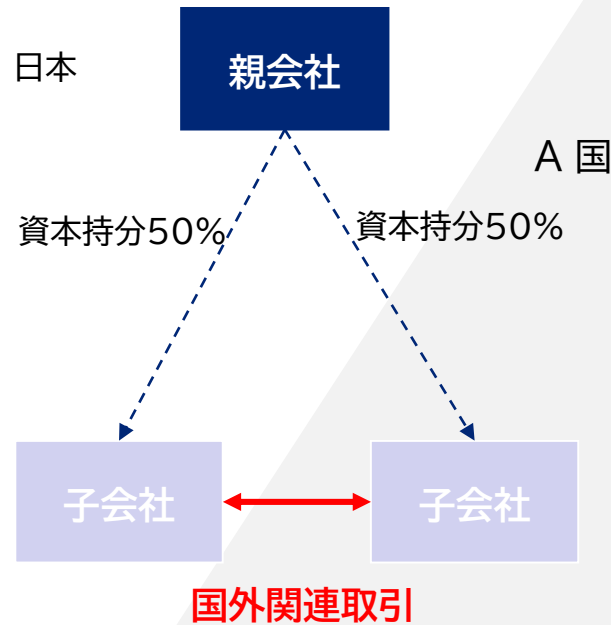
# 移転価格税制の対象となる子会社の範囲

- 資本関係基準：直接・間接出資比率が50%以上
- 実質支配基準：役員・社長・CEOを派遣、取引・資金の相当部分を依存等

## 親子関係会社

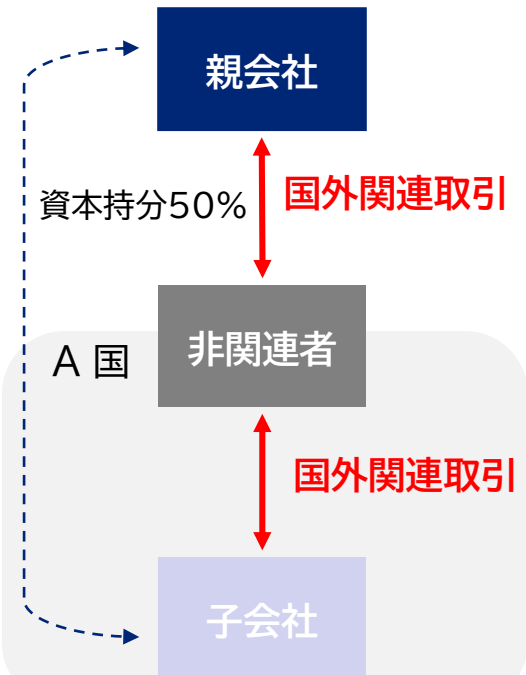


## 兄弟関係会社



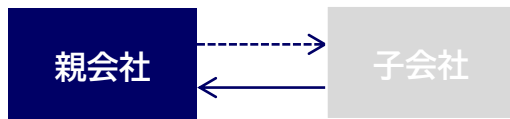
## (みなし国外関連取引)

\*非関連者を介在させた場合においても、国外関連者の中で取引価格が決定されている場合は、国外関連取引とみなされる



# 「モノ」の取引のほか、役務・無形資産・金融取引等も対象

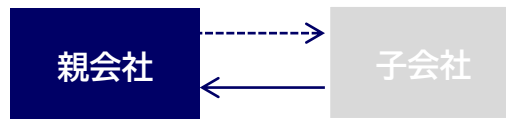
## 棚卸資産の販売



製品代金

原材料、部品、半製品、製品等の取引

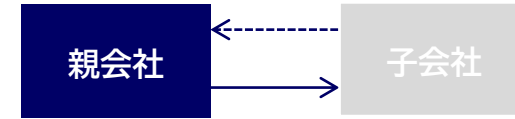
## 技術支援



役務提供対価

技術提供に係る出張

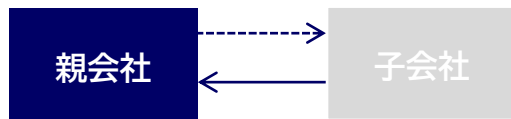
## 代理店業務



コミッション

販売代理店手数料の支払・受取

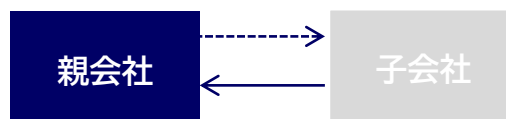
## 金銭貸借



利息

親子間ローンの利息支払・受取

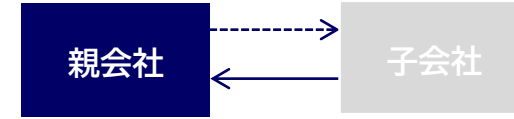
## 無形資産の使用許諾



ロイヤルティ

特許、商標、技術ノウハウ等の対価

## 管理活動支援



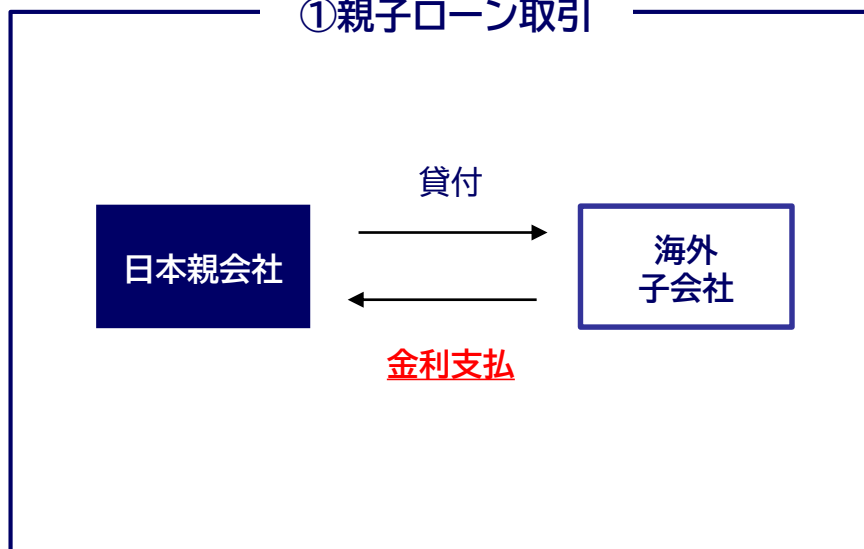
役務提供対価

一般管理活動に係る国内支援・出張

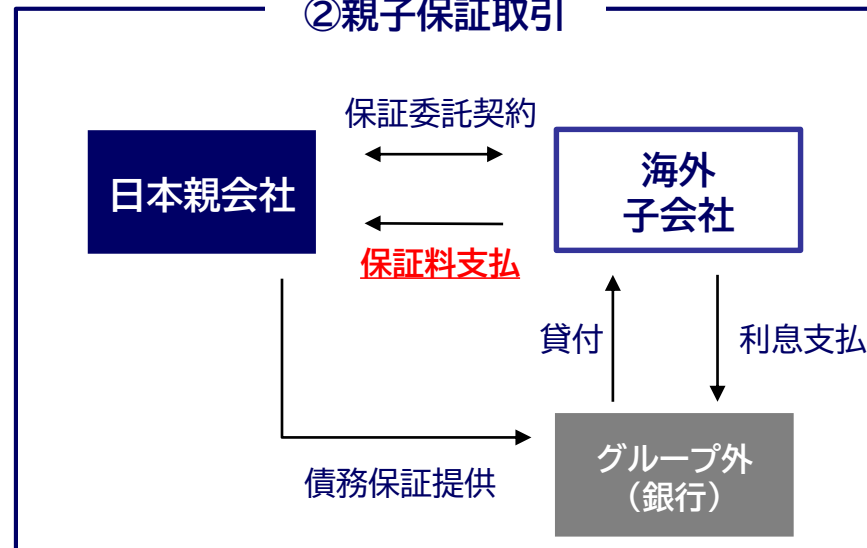
①有価証券報告書、②別表17(4)、③税務調査の際に提出した資料を通じて、グループ間取引における種類や規模等の情報が、税務当局に把握される

# 対象となる金融取引

①親子ローン取引

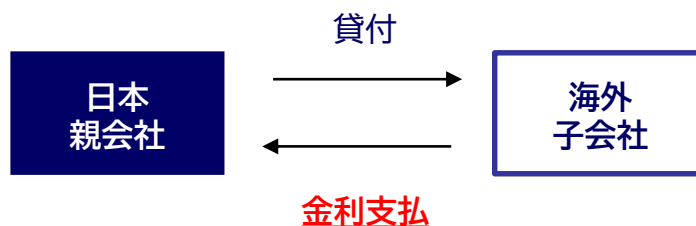


②親子保証取引



- 親子ローンに関しては、海外子会社から貴社への**金利の支払い**、親子保証に関しては、海外子会社から貴社への**保証料の支払い**が移転価格税制の観点からの検討が必要になります

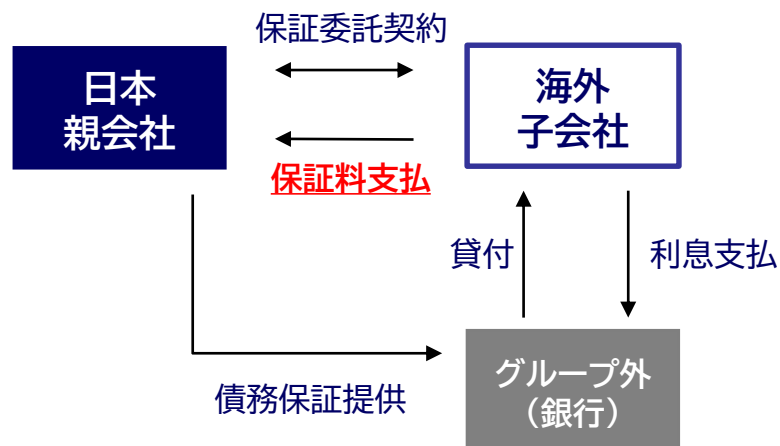
# 金利とはそもそも何なのか



- 金利とは、貸借した金銭に対してある一定利率で支払われる対価のことであり、変動金利と固定金利の二種類がある

金利タイプ	特徴
変動金利	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 変動金利とは、契約期間中に定期的に適用される金利が見直される金利のことである</li> <li>✓ 変動金利は、二つの要素から構成されている</li> <li>✓ 移転価格税制の観点からは、それぞれの構成要素を適切に設定することが重要となる</li> </ul> $\begin{array}{ccccc} \text{ベースレート※1} & \text{スプレッド※2} & & \text{出来上がりレート} & \\ \text{(リスクフリーレート)} & \text{(リスクプレミアム)} & & & \\ 1\% & + & 1\% & = & 2\% \end{array}$ <p>※1 ベースレートとは、一般的に銀行が銀行間の市場での資金する際の調達金利のことを言う            ※2 スプレッドとは、債務者が返済不履行となるリスクに対して支払われる追加的な金利のことを言う</p>
固定金利	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 契約時から完済時まで同じ金利が適用される金利のことを言う</li> <li>✓ 変動金利よりも一般的に高い金利が設定される傾向にある</li> <li>✓ 移転価格税制の観点からは、ローン実行時に設定された固定金利が実行時の市場の固定金利と比較した時に妥当な水準にあるかが重要となる</li> </ul>

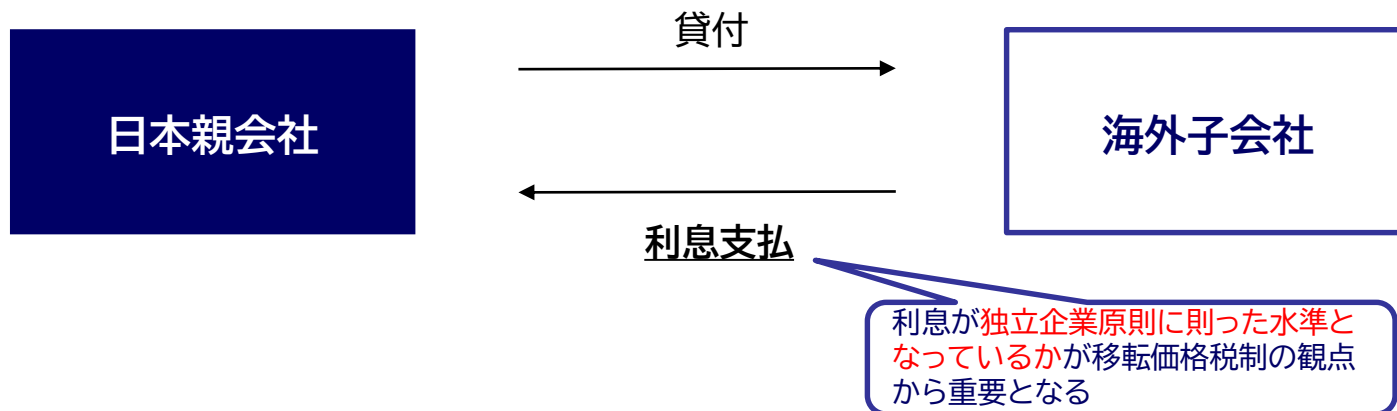
# 保証料とはそもそも何なのか



- 債務保証とは、債務者が債務不履行に陥った場合に当該債務を債務者に代わり保証者が担うことを債権者に約束するものである。そして、保証料とは、当該債務を担うことを保証者が債権者に約束することに対して、被保証者が保証者に対して支払う対価のことを言う

種類	特徴
保証料	✓ 海外子会社の所在地国の規制により親子ローンを実施することができない場合、海外子会社を設立したばかりで、海外子会社の信用力では現地金融機関が融資の依頼に応じてくれない場合等に親子保証が行われるケースが多くなっている

# 親子ローンについて必要となる移転価格対応は何か



## 日本企業の現状の金利設定方法

- ▶ 親会社が取引金融機関から資金調達を行った際に適用された金利(例:1%)に、親会社側で生じたコストをカバーする程度の金利(例:0.1%)を上乗せして海外子会社への金利を設定

## 問題点

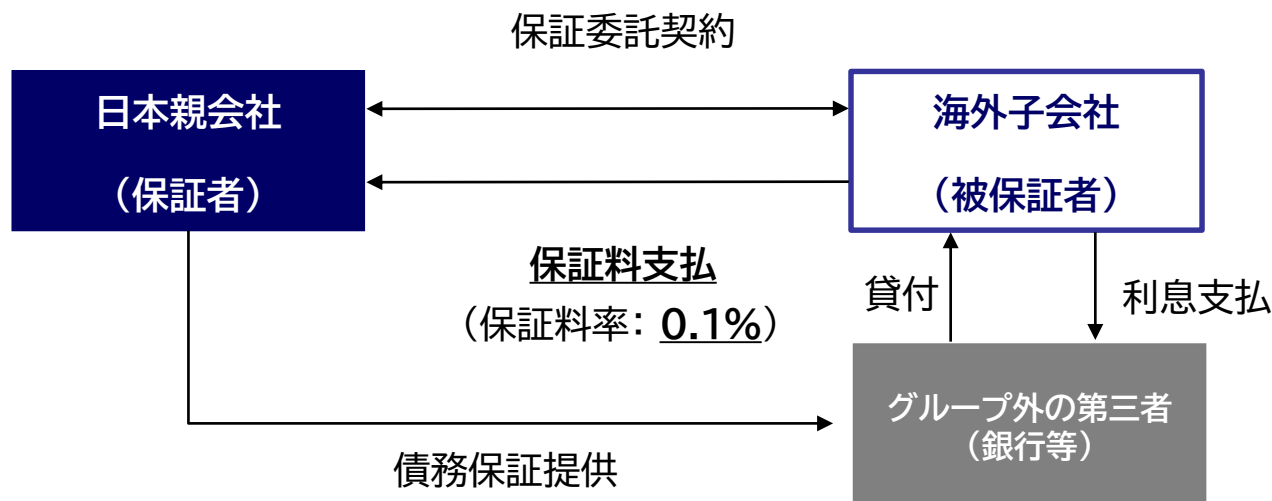
- ▶ 金利とは本来、借手の信用力に応じて設定されるべきところ、現状の日本企業の金利設定方法には全く海外子会社の信用力が加味されておらず、不当に低い金利水準に

## 移転価格事務運営要領(確定版)の規定

- ▶ 金利の設定方法を抜本的に見直し、借手である海外子会社の信用力を適切に評価すべきことを強調
- ▶ 信用力の評価結果に基づいて、マーケットの金利水準を参照して金利を設定すべきことを明確化



# 親子保証について必要となる移転価格対応は何か



## 日本企業の現状の保証料設定方法

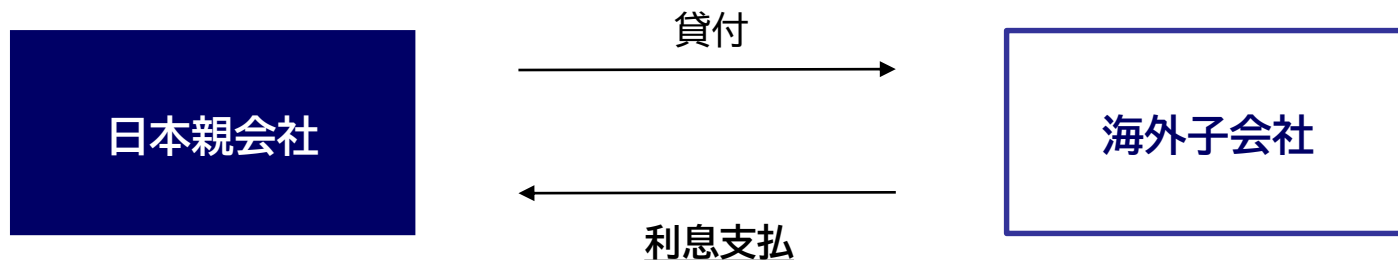
- 現状、日本企業の多くは保証料を回収していない、あるいは、回収しているとしても根拠のない保証料率(例: 本社側でのコストをカバーするため0.1%を回収している、等)を設定してるケースが殆どである



## 移転価格事務運営要領(確定版)の規定

- 債務保証は、保証者から被保証者への役務の提供であり、保証料の回収は必須であることを強調
- 保証料率についても、保証者(親会社)と被保証者(海外子会社)の信用力を評価した上で、一定の計算方法(イールドアプローチ又はコストアプローチ)を採用して設定すべきことを明確化

# 仮に適切な見直しを行わない場合(例:親子ローン)



## ①海外子会社の信用格付を評価

- 金利は海外子会社の信用力を反映する必要があるため、まずは海外子会社の信用格付を評価する

## ②海外子会社の信用格付に基づいて独立企業間金利レンジを算定

- 海外子会社の信用格付評価結果に基づいて、ベンチマーク分析を行って独立企業間金利レンジを算定する



## 仮に見直しを行わないとどうなるのか

(親会社から子会社に3億円の融資を行っており、現状、金利は1%を適用しているケース)

- 今後の日本の税務調査で、調査官は上記の手法を採用して金利を計算の上で調査に臨むことが想定される
- 仮に、2025年度終了後に税務調査が入り、上記の手法で計算した金利が4%であった場合、納税者側が合理的に反論することは難しいため、 $3\% (= 4\% - 1\%) \times 3\text{億円} \times 3\text{年分} (2023\text{年度} \sim 2025\text{年度}) = 2,700\text{万円}$ が日本側で課税される可能性が極めて高い(延滞税、加算税等も付加される)
- 日本側で課税されたとしても、その分を海外子会社側で利息の追加支払いとして減算調整してもらえる可能性は極めて低いため、2,700万円は日本と海外で二重課税される結果となる

## 最後に

---

- 金融取引は事業会社の皆様にとって本業ではないことから、本業と比較しますと移転価格対応も後手に回っている印象があります
- また、金融取引の移転価格対応は事業会社の皆様が自前で対応するのが困難であり、外部アドバイザーを活用する必要がある点も、移転価格対応が進んでいない理由の一つとして挙げられます
- 一方で、事業会社の皆様が行っている金融取引で適用している現状の金利・保証料と、改正版の移転価格事務運営要領に則って計算した金利・保証料では大きな乖離が生じているケースが多くありますので、仮に見直しを行わない場合には、将来年度において高額な課税処分を受けるリスクがございます
- 本日のセミナーの内容にしたがって可能な限り早いタイミングで対応をご検討いただくことをお勧めいたします
- 本日のセミナーの内容に関するご質問等は、いつでもお気軽に下記講師宛にご連絡ください

TKグローバルトランザクションアドバイザー株式会社

代表取締役社長 丸山裕司

固定番号: +81-(0)3-5223-9599

携帯番号: +81-(0)80-7103-0275

Email: [hiroshi-maruyama@tkao.com](mailto:hiroshi-maruyama@tkao.com)

---

# 東京共同会計事務所/TKグローバルランザクション アドバイザリー株式会社のご紹介

# TKグローバルトランザクションアドバイザリー株式会社(東京共同会計事務所グループ)のご紹介

## ■ 東京共同会計事務所グループ概要 ■ TKグローバルトランザクションアドバイザリー株式会社

- 設立:1993年8月
- 所在地:東京都千代田区丸の内3-1-1 国際ビル9階
- 人員数:約300名(常勤正社員のみ)

### □ 世界第6位の国際会計事務所グループRSM Internationalと業務提携

#### RSM International

- 設立:1964年
- グローバルHQ:ロンドン
- ネットワーク:120カ国・800以上のオフィス
- プロフェッショナル:48,000人超

### □ 所在地:

- 本社:東京都千代田区丸の内3-1-1 国際ビル9階
- 西日本(大阪)オフィス:大阪府吹田市広芝町4番34号(江坂第一ビル6階)

### □ 業務内容

国際取引に関するコンサルティング事業

### □ グローバルでの評価

“2023 World’s Leading Transfer Pricing Firms”  
日本部門第2位グループ



# 講師のご紹介



丸山 裕司/Hiroshi Maruyama  
東京共同会計事務所/TKグローバルトランザクションアドバイザリー株式会社  
パートナー/代表取締役社長

固定番号: +81-(0)3-5223-9599  
携帯番号: +81-(0)80-7103-0275  
Email: hiroshi-maruyama@tkao.com

## 【経歴・担当業務】

- 大手監査法人、外資系コンサルティング会社等勤務を経て、2022年にTKグローバルトランザクションアドバイザリー株式会社の代表取締役社長に就任
- 10年余りにわたって大手事業会社/金融機関の移転価格文書化、税務調査対応、事前確認申請等の業務を担当すると同時に、グループファイナンスに関するコンサルティング業務にも従事
- 業界随一の豊富な実務経験を誇り、移転価格に関する調査事例や判例・裁決例等にも精通
- 主に多国籍企業の移転価格対応支援、グループファイナンスに関するコンサルティング業務に従事すると同時に、グローバルタックスマネジメント、M&A関連の税務デューデリジェンス業務、その他事業会社の海外進出支援等を幅広く担当
- 東京大学法学部卒業(学士)

## 【セミナー】

- 「移転価格事務運営要領(確定版)の『金融取引部分』に関する解説セミナー」(租税研究会)
- 「PEファンド業界における移転価格対応」(PEファンド協会)
- 「事業会社の金融取引に関する移転価格入門(ローン、債務保証)」(ビューロー・ヴァン・ダイク)
- 「親子ローン・債務保証等に係る移転価格実務上の留意点」(租税研究会)、他

## 【執筆】

- 月刊国際税務 「金融取引に関する移転価格対応について」2021年9月号(国際税務研究会)
- 国税速報 「税務調査で受けた指摘内容から理解する中堅・中小企業に求められる移転価格対応について」2022年1月24日号(大蔵財務協会)
- 旬刊経理情報 「OECD移転価格ガイドライン 2022年版の概要と留意点」2022年3月1日号(中央経済社)、他

## 免責事項

---

- 弊所が提供する本サービス、相談及びアドバイス等は貴社のご参考のために提供されるものであり、貴社自らの判断のもとにその採否を決定していただきます。また、弊所は、本サービスに基づき貴社が具体的に取った行為の結果に対しては責任を負いかねますので予めご了承お願い致します。但し、弊所の本サービス提供に関する故意又は重過失により、貴社が被った損害についてはこの限りではありません。
- 本業務は、金融商品取引法に定義される金融商品取引業に含まれる業務、その他当該業務を行うために許認可又は登録等を要する業務で、弊所が当該許認可又は登録等を有しない業務を含みません。
- 弊所は、本サービス提供のため、貴社及び対象会社から提供を受けた情報については、弊所が独自に調査することなくその真実性、正確性及び完全性を信頼し、本サービスの提供にあたり当該情報に依拠することができるものと致します。貴社は、かかる情報の内容に誤りがあることが判明した場合又は変動が生じた場合は、直ちに弊所にその旨をご通知いただきますようお願い致します。
- 本件取引が成就せず、本件取引に関する契約が締結されなかった場合にも、弊所は貴社に対し、何等の責任も負わないものと致します。但し、弊所の本サービス提供に関する故意又は重過失による場合はこの限りではありません。

本資料の、無断での複写/複製/転載/配布は固くお断りいたします。